

| 令和2年 第1回 時津町教育委員会の会議 | | | | |
|-------------------------------|-----------------|--------------------|----------|-------|
| 招集年月日 | 令和2年1月8日(水) | | | |
| 招集の場所 | 時津町役場本庁舎5階第2会議室 | | | |
| 開・閉議日 時及び宣言 | 開 議 | 令和2年1月8日(水)午後1時30分 | | |
| | 閉 議 | 令和2年1月8日(水)午後2時19分 | | |
| 出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名 | 職 名 | 氏 名 | 出 席 | 欠 席 |
| | 教育長職務代理者 | 吉田三知子 | ○ | |
| | 委 員 | 宮原 克也 | ○ | |
| | 委 員 | 天田 明香 | ○ | |
| | 委 員 | 川崎 孝敏 | ○ | |
| | 教育長 | 相川 節子 | ○ | |
| 事務局出席者 | 教育次長 | 松園 喜秀 | 社会教育課長 | 蒔添 浩明 |
| | 学校教育課長 | 岡 由紀子 | 教育総務課長 | 栗山 浩毅 |
| | | | 教育総務課長補佐 | 中村 智樹 |
| | | | | |
| 備 考 | | | | |

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第14回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（学校教育支援員の設置等に関する要綱）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（心の教室相談員の設置等に関する要綱）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（教育支援センター指導員の設置等に関する要綱）

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（ICT支援員の設置等に関する要綱）

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（学校教育相談員の設置等に関する要綱）

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（英語指導助手の設置等に関する要綱）

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（学校司書の設置等に関する要綱）

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（学校経営指導員の設置等に関する要綱）

議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育指導員の設置等に関する要綱）

議案第12号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育事業駐車場係員の設置等に関する要綱）

議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（時津公民館長の設置等に関する要綱）

- 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（時津公民館管理人の設置等に関する要綱）
- 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて（時津公民館事務補助員の設置等に関する要綱）
- 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会清掃員の設置等に関する要綱）
- 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（時津公民館機器操作人の設置等に関する要綱）
- 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（B&G海洋センター所長の設置等に関する要綱）
- 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（B&G海洋センター管理人の設置等に関する要綱）
- 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（B&G海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱）
- 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（保育サポーターの設置等に関する要綱）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和2年第1回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第14回）

○ 相川教育長

日程第1「会議録の承認について（第14回）」についての件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和元年第14回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和元年第14回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2「教育長報告」を行います。

令和元年12月12日から令和2年1月7日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 吉田教育委員

12月24日にイングリッシュパフォーマンスコンテスト時津町代表選考会とありますが、イングリッシュパフォーマンスコンテストとは、どういったことをされるのですか。

○ 相川教育長

小学5・6年生と中学生で、英語でのスピーチ、パフォーマンスを行い、県大会出場のための時津町代表の選考会を行いました。今年は、小学生の部が鳴鼓小学校、中学生の部が時津中学校の児童生徒各1名が代表となりました。

他にありませんか。

○ 宮原教育委員

12月14日に小学生駅伝大会が中山ダムで、15日に親子もちつき大会が時津北小学校で開催されていますが、両方に参加している児童及び保護者の方はいらっしゃいますか。

○ 相川教育長

はい。いらっしゃいます。

○ 宮原教育委員

連日で大変かなあと思ったのですが、いらっしゃるのですね。

○ 相川教育長

主催がそれぞれ違ってまして、両方に参加していらっしゃいます。

他にありませんか。

(「はい」の声あり)

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告1号「教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について」の報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本案について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会のため本会は非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第1号「教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について」の件を議題とします。

お諮りします。議案第1号「教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について」は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第1号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第1号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会のため本会は非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（学校教育支援員の設置等に関する要綱）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（心の教室相談員の設置等に関する要綱）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（教育支援センター指導員の設置等に関する要綱）

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（ICT支援員の設置等に関する要綱）

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（学校教育相談員の設置等に関する要綱）

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（英語指導助手の設置等に関する要綱）

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（学校司書の設置等に関する要綱）

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（学校経営指導員の設

置等に関する要綱)

議案第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて (社会教育指導員の設置等に関する要綱)

議案第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて (社会教育事業駐車場係員の設置等に関する要綱)

議案第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて (時津公民館長の設置等に関する要綱)

議案第 1 4 号 専決処分の承認を求めることについて (時津公民館管理人の設置等に関する要綱)

議案第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて (時津公民館事務補助員の設置等に関する要綱)

議案第 1 6 号 専決処分の承認を求めることについて (時津町教育委員会清掃員の設置等に関する要綱)

議案第 1 7 号 専決処分の承認を求めることについて (時津公民館機器操作人の設置等に関する要綱)

議案第 1 8 号 専決処分の承認を求めることについて (B & G 海洋センター所長の設置等に関する要綱)

議案第 1 9 号 専決処分の承認を求めることについて (B & G 海洋センター管理人の設置等に関する要綱)

議案第 2 0 号 専決処分の承認を求めることについて (B & G 海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱)

議案第 2 1 号 専決処分の承認を求めることについて (保育サポーターの設置等に関する要綱)

○ 相川教育長

続きまして、議案第 2 号から議案第 2 1 号までの 2 0 件、専決処分の承認に関する議案に関する審議を行います。

お諮りいたします。これらの議案につきましては、類似の案件でございますので、一括して討論、採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第 2 号から議案第 2 1 号までの議案については、一括して討論、採決することに決しました。

各議案について、事務局の説明を求めます。

○ 栗山教育総務課長

専決処分の承認を求めることについての議案第 2 号から議案第 2 1 号まで関連があります

ので、一括してご説明いたします。

これら議案につきましては、令和2年4月1日から任用される会計年度任用職員の設置及び勤務条件等について要綱を定めるものでありますが、早期に募集業務等を行う必要があり、教育委員会を招集する暇がないため専決処分いたしましたので、教育委員会の承認を得るため、提出するものです。

まず、議案第2号をご覧ください。時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱になります。この中で、資料最終ページにあります「就学时健康診断において任用する一般事務補助員」「時津町文化祭において任用する一般事務補助員」「上記以外の一般事務補助員」の職種に係る設置及び勤務条件等について定めております。

次に、議案3号で学校教育支援員について、議案第4号で心の教育相談員について、議案第5号で教育支援センター指導員について、議案第6号でICT支援員について、議案第7号で学校教育相談員について、議案第8号で英語指導助手について、議案第9号で学校司書について、議案第10号で学校経営指導員について、議案第11号で社会教育指導員について、議案第12号で社会教育事業駐車場係員について、議案第13号で時津公民館長について、議案第14号で時津公民館管理人について、議案第15号で時津公民館事務補助員について、議案第16号で時津町教育委員会清掃員について、議案第17号で時津公民館機器操作人について、議案第18号でB&G海洋センター所長について、議案第19号でB&G海洋センター管理人について、議案第20号でB&G海洋センタープール監視員について、議案第21号で保育サポーターについて、それぞれ設置及び勤務条件等について定めておりますので、詳しくは各要綱をご覧ください。

なお、議案第2号以降の議案につきましては、町長部局の法令担当の助言を得て、一般的な事務を行う職種に関しては、議案第2号の時津町教育委員会一般事務補助員の設定等に関する要綱にまとめて規定し、これ以外の職種につきましては、議案第3号から議案第21号までの各要綱にてそれぞれ規定してあります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

それぞれについて要綱が定められていますが、元々あったものですか。それとも今回新しく設置されたものですか。

○ 栗山教育総務課長

従前からあったものを、令和2年4月1日から任用される会計年度任用職員の設置等に伴い作り直しております。議案第9号の学校司書と議案第10号の学校経営指導員につきましては、新しい職種となりますので、今回新規での設置となっております。

○ 宮原教育委員

新規以外の要綱で、今までと内容的に違ったことはありますか。

○ 栗山教育総務課長

勤務条件等につきましては、従前のものと同じとなっています。

○ 宮原教育委員

任用にあたっては、公募されるのですか。

○ 栗山教育総務課長

基本的には公募となりますが、2年目以降は職種によっては、勤務評価をいたします。それにより再任用という事もあります。

○ 蒔添社会教育課長

時津公民館長、B & G 海洋センター所長と社会教育指導員につきましては、公募となりません。

○ 岡学校教育課長

議案第5号の教育支援センター指導員、議案第7号の学校教育相談員、議案第10号の学校経営指導員につきましても、非公募となります。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

○ 吉田教育委員

雇用期間は、決まっていますか。

○ 栗山教育総務課長

基本同一会計年度内の最大1年となっています。

○ 吉田教育委員

再任用の上限はありますか。

○ 栗山教育総務課長

再任用の上限はありません。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第2号から議案第21号につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議案第2号から議案第21号までの20件の議案は、原案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第1回時津町教育委員会会議を閉会します。